

柔道整復にかかるときは

整骨院・接骨院で施術を受けた場合、国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。健康保険は、治療を目的としたものであり、下記のように、「保険が使えない場合」もあります。



●柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

○負傷原因を正確に伝えましょう

施術を受ける原因となった負傷について「いつ」「どこで」「何をしていた」「どうなった」のかを正しく伝えてください。

外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合は、国民健康保険は使えません。

また、交通事故の場合は鏡野町健康推進課(医療保険係)へ必ず連絡してください。

○病院での治療との重複はできません

保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中は、施術を受けても保険等の対象になりません。

※施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので医師の診察を受けましょう。

○療養費支給申請書の負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、必ず自分で署名しましょう

療養費支給申請書は、負傷名や日数などを確認し署名か記名押印をしてください。

○領収書は必ずもらいましょう

領収書の無料発行が義務づけられています。

領収書は、「医療費控除」を受ける際にも必要になりますので大切に保管してください。

診療内容の明細書が欲しい場合、希望があれば発行することが義務づけられています。

○施術が長引くときは医師の診断を受けましょう

柔道整復師の施術を受けても症状がなかなか改善しない場合は、内科的要因が関わっている可能性もあります。

その場合は、医師の診断を受けるようにしましょう。

●施術内容を照会させていただくことがあります

負傷原因や施術内容などについて照会させていただく場合があります。

これは医療費適正化の一環として、請求内容に誤りがないかを確認するためにっておりますので、ご協力をお願いいたします。

国民健康保険に加入されている方が病気やケガのため被保険者証で診療や施術を受けた場合に、鏡野町から医療機関等に支払われる医療費は、みなさんが毎月納めている国保税によってまかなわれています。病院や整骨院・接骨院は、正しくかかりましょう。

お問い合わせ先

鏡野町健康推進課 医療保険係 担当：小林・村島 電話(0868)54-2025 FAX(0868)54-2891

保険が使える場合

外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む）

(例)

日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首をひねったりして、急に痛みがでたとき
※骨折、脱臼については医師の同意が必要です（応急処置を除く）

保険が使えない場合

(例)

- ・単なる肩こりや筋肉疲労
- ・神経痛、リウマチ、ヘルニアなど慢性的な病気
- ・脳疾患の後遺症などの慢性病
- ・スポーツなどの肉体疲労からの回復目的
- ・労災保険が適用となる仕事でのケガ
- ・入院期間中の施術
- ・病院や診療所などで同じ負傷等を治療中のもの

◎ ご注意ください ◎

保険が使えない場合、「国民健康保険が使える」と説明を受け整骨院・接骨院を受診されても、その治療費は、**全額自己負担する必要があります。**

その場合、後日整骨院・接骨院から請求されるか、もしくは鏡野町から請求させていただくこととなります。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発送されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

日本年金機構から、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送スケジュールは次のとおりです。

	発送時期	対象者
①	令和4年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送	令和4年1月から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和5年2月上旬	令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご相談はナビダイヤル(0570-003-004)でも受付しています。

お問い合わせ先

津山年金事務所 国民年金課 電話(0868)31-2360

鏡野町住民税務課 国民年金係 担当：有本 電話(0868)54-2985